

I 給与改定諸項目の内容

項目	内容	備考				
行政職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三) 幼稚園教育職員給料表	<p>勧告のとおり実施する。</p> <p>なお、平成30年の給料表切替えによる現給保障者の給料の月額についても、行政職給料表(一)の引下げに合わせて、一律に同率程度引き下げる。</p>	令和2年1月1日から適用				
特別給	<p>支給月数を次のように改める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>4.50月</td> <td>4.65月</td> </tr> </table> <p>(0.15月の引上げ分は、勤勉手当に割り振る。)</p> <p>別紙のとおり</p>	現行	改正後	4.50月	4.65月	
現行	改正後					
4.50月	4.65月					
業務職給料表	<p>別紙のとおり</p> <p>なお、平成30年の給料表切替えによる現給保障者の給料の月額についても、行政職給料表(一)の引下げに合わせて、一律に同率程度引き下げる。</p>					
技能系職種における障害者を対象とする採用選考の導入について	小委員会で示したとおり					
東京都・特別区一般職員人事交流実施基準等の改正について	小委員会で示したとおり					
技能・業務系人事制度の改正について	別紙のとおり					
今年度の定年退職者等に係る退職手当の激変緩和措置について	別紙のとおり					
技能・業務系職員の勤勉手当の成績率における勤務成績判定区分の改正について	別紙のとおり					

II 交渉項目の扱い

項目	内容
任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	令和2年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。
勸奨退職特例措置の各区事項化	令和2年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。
児童相談所設置に係る給与処遇	速やかに結論が得られるよう引き続き協議事項とする。